

Q : 6 子供代金の表示について

子供代金を設定したいのですが、パンフレットや広告の“注釈部分”に「大人代金の〇〇円引き」と表示して良いでしょうか。

A :

良くありません。

子供及び幼児の旅行代金については、大人料金を適用する場合はその旨、大人料金と異なる旅行代金を設定する場合はその金額及び適用年齢並びに対象となる旅行サービスの範囲をそれぞれ表示することとしています。

【規則第6条（1）カ】